

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	2-4
処分の種類	一時利用地指定の利益相当額徴収			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法第 89 条の 2 第 8 項			
処分の概要	一時利用地の指定により従前の土地の使用収益以上の内容のものを与えられることにより利益を受けるときは、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）  【参考】 換地計画実施要領（昭和 49 年 7 月 12 日付け 49 構改 B 第 1232 号構造改善局長通達）第 2 の 8			
基準の制定根拠	—			